

新型コロナウイルス感染症対策について

(7月11日まで)

5月より東京都に発出されていた「緊急事態宣言」は6月20日をもって解除となりました。みなさまには長期間にわたり感染防止にご協力いただき、今般、緊急事態宣言の解除となりました。また、村内においてはワクチン接種が予定どおり行われている状況も踏まえ、これまで村がみなさまにお願いしていた制限の一部を解除いたしますが、感染者数は下げ止まりの傾向にあり、変異ウイルスによる感染拡大の可能性も示されており、都内においては引き続き《まん延》を抑えるための措置が講じられている地域もあります。

いまだ感染症収束が不透明であり、予断を許さない状況にあることから、引き続き基本的感染症対策の徹底をお願いします。

令和3年6月21日
御蔵島村長 広瀬久雄

住民・来島者

◎マスク着用、手指消毒、換気、「3密」回避など徹底した感染予防対策の励行

事業者

飲食店

・ 営業時間：午後9時まで

※酒類の提供：国の定める「基本4項目」(注1)を遵守している店舗
(注2)については、以下を条件として、可とします。

- ①同一グループの入店：2人以内
- ②酒類提供の時間：11時から20時までの間
- ③利用者の滞在時間：90分以内

(注1)・アクリル板等の設置または座席の間隔の確保

- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底

(注2) 東京都における「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の終了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗

オフィス内業務

・テレワークの推進

その他

公共施設

- ・ 感染予防対策を講じた上、ご利用願います。
※開発総合センターについては、21時までの利用が可能です（木曜日を除く）。
※ふれあい広場や路上における集団での飲酒については、自粛願います。

学校・保育園

通常どおり

ワクチン接種

役場総務課民生係にお問い合わせください。
(04994-8-2121)

診療所

- ・ 外来診療については、これまでどおり診療所に電話の上、受診してください。(04994-8-2206)
- ・ <新型コロナウイルス感染症>にかかわる相談等は、島しょ保健所三宅出張所をお願いします。(04994-2-0181)

※今後の感染拡大状況により変更することもあります。